

2005年 8月 9日

原子力安全委員会原子力安全基準専門部会耐震指針検討分科会  
主査 青山博之様

## 発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針改定に関する 申し入れ」についてのお願い

若狭連帯行動ネットワーク

私たちは、福井と関西の脱原発を願う市民ネットワークです。阪神・淡路大震災を間近に見たため、直下地震による原発重大事故の危険を非常に強く心配しています。

耐震指針検討分科会での議論が始まった4年前、私たちは61団体112個人の連名で申し入れを提出し、第2回耐震指針検討分科会で正式資料(震分第2-10号)として配付されました。貴職も同会合で「この資料につきましては、各委員に内容をご確認いただきまして、今後検討課題を抽出していく中で、一資料として考慮していただくことにしたいと思います。」と発言しておられます。

今年に入って、同分科会が頻繁に開かれ、事務局によるやや強引とも言えるとりまとめ作業が進み始めました。まるで、耐震設計審査指針を現行より厳しくしないよう配慮しているように見えます。

そこで、私たち若狭ネットは7月29日、山本喜代宏社民党衆議院議員を紹介議員として、別紙の通り原子力安全委員会へ緊急に申し入れを行いました。これは4年前の申し入れを引き継ぎ、現在の検討内容に即した申し入れになっています。そして、原子力安全委員会事務局に対し、4年前と同様に申し入れを分科会の正式配付資料として配布するよう依頼したところ、事務局としてそれは約束できません」と拒否されました。私たちは、4年前の速記録を示し、当時の事務局が「今後はこのような意見がほかにも出てくると思われるので、その都度この場でご紹介したいと思います。」と説明したことを紹介し、今回も資料配付するよう強く求めました。そして、申し入れへの対応を再度検討して頂き、事務局から山本議員宛に文書で、「どのように対応したか。申し入れを分科会で配布しない場合には、4年前にしたことが今回なぜできないのか。」を回答することになりました。

ところが、8月3日の第24回会合では配布されず、別紙の回答(最初の回答は突き返され、2度目の回答)が山本議員へ8月8日に届きました。私たちは今回の事務局の対応には全く納得できません。事務局の回答には、事務局が本件について貴職と相談したとの記載は全くありませんので、今回の対応は事務局の一存によると理解しております。

そこで、貴職に改めて申し入れます。私たちの申し入れを、4年前と同様に、8月24日の第25回耐震指針検討分科会で正式資料として配布し、検討の際の参考資料として考慮して下さい。また、委員に対し考慮するよう求めて下さい。

- 以上 -